

諸認可に係る認可申請書と一般的な添付書類について

	諸認可の区分	認可申請書	添付書類
1	規約変更		<ul style="list-style-type: none"> ・規約変更書 ・規約変更理由書 ・新旧条文対照表 ・組合会会議録「写」 ・理事長専決理由書（緊急を要する場合）
	事業所編入・削除		<ul style="list-style-type: none"> ・法第25条第1項に規定する同意を得たことを証する書類 ・事業所調査表（新適の場合は不要） ・法人登記簿謄本（登記事項証明書） ※1 ・資本、役員に関する証明 ・組合間の趣意書（組合間での編入・削除のみ）
2	一般保険料等滞納処分		<ul style="list-style-type: none"> ・滞納保険料等明細書 ・理由書 ・繰上徴収決定通知書「写」 ・滞納処分票「写」
3	適用事業所となることの認可（任適加入）	則様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・法第31条第2項の同意を得たことを証する書類
4	適用事業所でなくなることの認可（任適脱退）	則様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・法第33条第2項の同意を得たことを証する書類
5	一般保険料率の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・一般保険料率及び計算の基礎 ・収支概要 ・算出基礎 ・将来3カ年の見込み ・組合会会議録「写」
6	重要財産処分		<ul style="list-style-type: none"> ・重要財産処分書 ・理由書 ・固定資産台帳「写」 ・不動産鑑定評価書等 ・売買契約書（案） ・組合会会議録「写」

※1 登記事項証明書は、法務局のHPからオンラインによる交付請求を行うことができます。オンライン請求は手数料が安く平日は21時まで請求可能です。

詳細については法務局のHPをご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html